

## 平成 25 年家計調査標本改正の考え方について

家計調査は国勢調査の結果を母集団として標本を設計しており、5年ごとに直近の国勢調査の結果を基に標本改正を実施している。

平成 25 年の標本改正は平成 22 年国勢調査結果を用いて行うこととなるが、都市階級別の市町村数については、政令市が 1 増加、小都市 B・町村がやや減少したものの、大幅な変化はなく、地方、都市階級別調査対象世帯数についても大幅な変化は見られないため、平成 20 年の標本改正における標本配分を基に見直しを行う予定である。

表 1 都市階級別等市町村数

時期	都市階級 注1)	都道府県庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村					合計
			大都市	中都市	小都市 A	小都市 B	町村	
①平成19年4月1日現在 注2)		47	4	107	379	246	1,022	1,805
							1,268	
②平成24年1月4日現在 注3)		47	5	109	374	253	932	1,720
							1,185	
② - ①		0	1	2	-5	7	-90	-85
							-83	

注1) 都市階級

大都市 : 政令指定都市

中都市 : 大都市を除く人口15万以上の市

小都市 A : 人口5万以上15万未満の市

小都市 B : 人口5万未満の市

注2) 平成17年国勢調査の結果を平成19年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

注3) 平成22年国勢調査の結果を平成24年1月4日現在の市町村区分に組み替えて算出

表 2 - 1 平成25年標本改正 地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数 (二人以上の世帯)

都市階級 地方	合計	都道府県庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市 A	小都市 B・町村
全 国	35,057,800	11,318,831	1,308,945	8,088,206	8,752,784	5,589,034
北海道	1,575,575	536,818	-	333,507	262,128	443,122
東 北	2,462,005	674,948	-	340,681	687,623	758,753
関 東	12,508,162	4,435,888	578,948	3,689,088	2,700,178	1,104,060
北 陸	1,430,088	518,915	-	174,025	416,866	320,282
東 海	4,105,908	993,885	214,688	1,046,142	1,302,358	548,835
近 畿	5,806,774	1,814,228	240,601	1,708,510	1,462,819	580,616
中 国	2,079,306	672,282	-	547,543	467,078	392,403
四 国	1,111,043	424,047	-	48,465	251,921	386,610
九 州	3,612,344	1,164,494	274,708	200,245	1,023,629	949,268
沖 縄	366,595	83,326	-	-	178,184	105,085

注) 平成22年国勢調査の結果を平成24年1月4日現在の市町村区分に組み替えて算出

表 2-2 平成20年標本改正 地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数  
(二人以上の世帯)

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B ・町村
全 国	34,605,447	10,997,766	1,087,667	7,945,846	8,655,793	5,918,375
北海道	1,601,266	524,441	-	342,493	266,668	467,664
東 北	2,485,943	666,270	-	342,698	693,315	783,660
関 東	12,111,131	4,250,699	357,927	3,638,925	2,704,353	1,159,227
北 陸	1,427,194	509,637	-	173,561	388,505	355,491
東 海	4,025,219	977,891	212,638	921,128	1,279,297	634,265
近 畿	5,762,165	1,804,395	237,039	1,687,385	1,458,100	575,246
中 国	2,089,676	652,825	-	590,231	439,418	407,202
四 国	1,131,792	419,139	-	50,144	283,959	378,550
九 州	3,617,647	1,110,264	280,063	199,281	971,257	1,056,782
沖 縄	353,414	82,205	-	-	170,921	100,288

注) 平成17年国勢調査の結果を平成19年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

## 1 基本的な考え方

- 「二人以上の世帯」で設計し、「単身世帯」はそれにより抽出された調査単位区から抽出。寮・寄宿舎は別途抽出。
- 全国の層数及び調査世帯数は不変とし、従来どおり各層から1市町村を抽出。都道府県ごとの調査市町村数及び調査世帯数の変動は抑制。
- 新規の政令市は公表市とする。
- 合併により発生した地方・都市階級区分別層間の抽出率を調整。

## 2 「二人以上の世帯」での設計の詳細

### (1) 全国の層数及び調査世帯数

調査結果の精度、予算上の制約及び実査上の問題を考慮して、従来どおりとする。

- 層数：168
- 調査世帯数：8,076

### (2) 地方、都市階級区分別層数及び調査世帯数

相模原市が中都市から政令指定都市（大都市）に移行したことにより、関東地方において、大都市の層を1つ追加し、中都市（厚木市）の層を1つ減じた。これに伴い、都道府県庁所在市の調査世帯数について、大阪市及び名古屋市より計60世帯を削減し、相模原市の調査世帯数は、厚木市の調査世帯数36と合わせ、政令指定都市の最小調査世帯数である96とした。（※大阪市及び名古屋市の抽出率を東京都区部並みに調整。）

それ以外の地方、都市階級別の層（調査市町村数）数及び調査世帯数については、地方、都市階級別の二人以上の世帯数に大きな増減がないことから、変更しない。

表3-1 平成25年標本改正 地方、都道府県庁所在市・都市階級別層数

都市階級 地方	合計	都道府県庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B・町村
全 国	168	47	5	29	45	42
北海道	10	1	-	2	3	4
東 北	17	6	-	2	4	5
関 東	38	9	2 (川崎市, 相模原市)	12	9	6
北 陸	11	4	-	1	3	3
東 海	16	4	1 (浜松市)	3	4	4
近 畿	22	6	1 (堺 市)	5	6	4
中 国	14	5	-	2	3	4
四 国	9	4	-	1	1	3
九 州	23	7	1 (北九州市)	1	8	6
沖 縄	8	1	-	-	4	3

※下線部が平成20年標本改正からの変更箇所

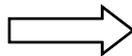
表3-2 平成20年標本改正 地方、都道府県庁所在市・都市階級別層数

都市階級 地方	合計	都道府県庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B・町村
全 国	168	47	4	30	45	42
北海道	10	1	-	2	3	4
東 北	17	6	-	2	4	5
関 東	38	9	1 (川崎市)	13	9	6
北 陸	11	4	-	1	3	3
東 海	16	4	1 (浜松市)	3	4	4
近 畿	22	6	1 (堺 市)	5	6	4
中 国	14	5	-	2	3	4
四 国	9	4	-	1	1	3
九 州	23	7	1 (北九州市)	1	8	6
沖 縄	8	1	-	-	4	3

表4 都道府県庁所在市・都市階級別配分世帯数、層数及び調査世帯数

平成20年標本改正（現状）

都市階級 (配分世帯数)注)	層数	調査 世帯数
都道府県庁所在市 (96)	47	5,052
都道府県庁所在市以外 の大都市 (96)	4	384
中都市 (36)	30	1,080
小都市A (24)	45	1,056
小都市B・町村 (12)	42	504
計	168	8,076



平成25年標本改正（案）

都市階級 (配分世帯数)注)	層数	調査世帯数	
		増減	増減
都道府県庁所在市 (96)	47	0	4,992 -60
都道府県庁所在市以外 の大都市 (96)	5	1	480 96
中都市 (36)	29	-1	1,044 -36
小都市A (24)	45	0	1,056 0
小都市B・町村 (12)	42	0	504 0
計	168	0	8,076 0

注) ( ) 内の配分世帯数は標準的な数を示したものである

### (3) 都道府県別調査市町村数及び調査世帯数

全国及び地方別の調査結果の接続性及び実査に支障が生じないよう、各層（層化の方法については別紙参照）から市町村を抽出する際には、各都道府県に割り当てる調査市町村数及び調査世帯数の変動が、現行の数に比べて最小限にとどめるよう配慮する。

＜調査市町村の選定について＞

全国を168層に分け、各層から確率比例抽出法にて1市町村を選定する。  
層化の方法は、前回の標本改正と同様であり、次のとおりである。

- ① 各都道府県庁所在市及び政令指定都市については、それぞれを1層とする。  
なお、合計で52層となる。
- ② ①以外の中都市及び小都市Aは、以下の基準によって、合計で74層に分ける。
  - ア 地方……10地域に区分
  - イ 都市階級……人口15万以上の市（中都市）及び人口5万以上15万未満の市（小都市A）の2階級
  - ウ 人口集中地区人口比率
  - エ 人口増減率……平成17年から22年までの5年間の人口増減率
  - オ 産業的特色……就業者総数に対する第1次産業及び第2次産業就業者の割合（予定）
  - カ 年齢構成……二人以上の世帯数に対する世帯主が65歳以上の世帯の割合  
なお、②の層化に当たり、同一地方、都市階級内各層の対象世帯数は、できるだけ等しくなるように配慮する。
- ③ 小都市B・町村は次の基準によって42層に分ける。
  - ア 地方……10地域に区分
  - イ 地方別に地理的位置（海沿い、山地等）で区分
  - ウ 年齢構成……二人以上の世帯数に対する世帯主が65歳以上の世帯の割合  
なお、③の層化に当たり、同一地方内各層の対象世帯数は、できるだけ等しくなるように配慮する。

＜調査単位区の選定方法について＞

- ① 調査市町村内の全域を、国勢調査調査区を単位として、当該市町村に配分された調査員の数と同数の地域に分割する。
- ② 分割に当たっては、分割された各地域に含まれる調査対象世帯数がほぼ同数になるようにしている。
- ③ 分割された一つの地域が1調査員の担当する地域範囲となる。
- ④ 分割した地域は、調査対象世帯数が1,500以上3,000未満になるように区分して複数のブロックを設定し、それらのブロックから1ブロックを任意抽出する。
- ⑤ 抽出されたブロックから、一定の方法により二つの単位区を設定する。
- ⑥ 調査単位区は、1年に1回交替し、ブロック内で調査単位区の交替ができない場合は、次のブロックに進み、調査単位区の交替を同様に行う。

別表

平成25年標本改正 地方、都道府県庁所在市・都市階級別1調査世帯当たり調査対象世帯数  
(二人以上の世帯) (A)

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B ・町村
全 国	4,341	2,267	2,727	7,747	8,289	11,089
北海道	5,471	5,592	-	4,632	3,641	9,232
東 北	3,062	1,172	-	4,732	7,163	12,646
関 東	5,856	3,624	3,015	8,540	12,501	15,334
北 陸	2,709	1,351	-	4,834	5,790	8,897
東 海	5,519	2,510	2,236	9,687	13,566	11,434
近 畿	5,377	2,964	2,506	9,492	10,158	12,096
中 国	3,094	1,401	-	7,605	6,487	8,175
四 国	2,315	1,104	-	1,346	10,497	10,739
九 州	3,382	1,733	2,862	5,562	5,331	13,184
沖 縄	1,328	496	-	-	2,475	2,919

注) 平成22年国勢調査の結果を平成24年1月4日現在の市町村区分に組み替えて算出

平成20年標本改正 地方、都道府県庁所在市・都市階級別1調査世帯当たり調査対象世帯数  
(二人以上の世帯) (B)

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B ・町村
全 国	4,285	2,177	2,832	7,357	8,197	11,743
北海道	5,560	5,463	-	4,757	3,704	9,743
東 北	3,092	1,157	-	4,760	7,222	13,061
関 東	5,834	3,473	3,728	7,775	12,520	16,100
北 陸	2,703	1,327	-	4,821	5,396	9,875
東 海	5,241	2,328	2,215	8,529	13,326	13,214
近 畿	5,163	2,785	2,469	9,374	10,126	11,984
中 国	3,110	1,360	-	8,198	6,103	8,483
四 国	2,358	1,092	-	1,393	11,832	10,515
九 州	3,387	1,652	2,917	5,536	5,059	14,678
沖 縄	1,280	489	-	-	2,374	2,786

注) 平成17年国勢調査の結果を平成19年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

(A) - (B)

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B ・町村
全 国	56	90	-105	390	92	-653
北海道	-89	129	-	-125	-63	-511
東 北	-30	15	-	-28	-59	-415
関 東	22	151	-713	764	-19	-766
北 陸	5	24	-	13	394	-978
東 海	278	181	21	1158	240	-1780
近 畿	213	180	37	117	33	112
中 国	-15	41	-	-593	384	-308
四 国	-43	13	-	-47	-1335	224
九 州	-5	81	-56	27	273	-1493
沖 縄	48	7	-	-	101	133